

2021（R3）年4月9日、蘭越町庁舎副町長室において、告発人の求めに応じ、公文書開示が行われた。その記録を残すために、総務課坂野孝洋の作成した公文書《[告142-8](#)》は、前後関係を省略することによって、まるで被告発人が、根拠なく、思い込みだけで、一方的な主張をしたかのような記録となっている。

これは、有印公文書変造（刑法155条2）、および、名誉棄損罪（刑法第230条）に該当することが思料される。それを立証するために、次のプロセスによって、《[告142-9（音抜粹）](#)》、および、《本反訳》を作成した。

作成手順

1. 坂野孝洋が作成した記録の元となる音声記録を、前後関係が明らかとなるよう拡大、それらをトリミングし、結合した。《[告142-9（音抜粹）](#)》
2. 結像した音声テキストを起こした。《本反訳》

---

最初の（中略）の次の段落から、4番目の（中略）までの箇所

野村：ちょっと待ってください。固定資産税評価額でしょう。それは、いま見ましたけどね、いま見ましたけど、この単価が何だってことは書いてないんですよ。平米単価は出てますよ。それぞれ山林に対して、宅地に対して、単価は出てるけど、その単価は、どこから来てるのか、どこにも書いてないんです。

山内：参考とか、これがそうなんじゃないですか？

野村：その単価が、どっから来てるかは、何も書いてないんです。

山内：分かりました。それについても、あと、後日、お答えさせていただきます。

野村：いやそれぐらい知ってるでしょう。普通、固定資産税評価額ですよ。それしか持ってないですもん。町がね、町が持ち得るね、土地の価格に関しての情報ってのはね、固定資産税評価額しか持ってないんですよ。

山内：いや、そんなことないでしょう、売買実例とかもあるでしょう、多分。いや、今回、ここを使ったかどうかで言えば。

野村：売買実例なんか、絶対、反映されてない。平米ね、平米1500円でね。

山内：それ、野村さんの考えでしょう。だから・・・

野村：あなた方のそんな、知らんぶりね。とんでもないよ。坪1700円なんて。

山内：(不明)

野村：売買実例で、あんな。あのね、このときの時代だってね

山内：あるかもしれない。ここまでやったのって・・・

野村：この時代だってね、5000円なんか見たことないよ。1500円なんか、見たことないよ。普通に考えればね、固定資産税評価額でしょ？

山内：じゃあ、わかってるんじゃないですか。

野村：えっ？

山内：じゃあ、わかってるんじゃないですか？

野村：だから僕は、確認しているんですよ。なんでこんなものね、これ以外にね、これ以外に何かね、あのベースとなるものが、あるのか、ないのか、例えば、町の町の場合は、町の財産を売るときにね、あなた方はね、固定資産税評価額でね、売るんですか？

山内：だから、お答えさせていただきます。文書で。

野村：いや、ちょっとこれね、根本的な質問ですよ。町の資産を売るときにね、値付けをね、固定資産税評価額で売ります？ 売らないでしょう。

山内：いや、売ることもあるでしょう。

野村：最低金額なんですよ。

山内：売ることもありますよ。売ることもあった思います。

野村：どうにもならない土地、だったら、それでもいいでしょう。この前、17件で、過去10年間の100坪以上のね、農地以外のね、実例を、全部に、目

を、通しました。そのときにはね。当然ね、もうこんな土地あったって、どうにもならない土地ってあるわけですよ。その人の隣接地じゃなければね。そんなところは固定資産税でもいいでしょう。

山内：野村さんの主観、聞いてもしょうがないですよ。俺たちはさ、そういうふう  
にやったわけですから。それに対して、お答えできることは、お答えする、  
客観的にお答えする。

野村：僕の言ってるね。

山内：野村さんお思いをさ、それは、別のところで主張してください。

野村：ちょっと待ってください。僕が言ってる内容っていうのはね、常にね、主観  
じゃなくてね、客観的事実に基づいて言ってますよ、

山内：そんなことありえないって、貴方の主観じゃないですか？

野村：あのね・・・

山内：固定資産評価額で売るのは、あり得ないってのは、あなたの主観でしょ。

野村：固定資産税評価額でね。通常、売りません。

山内：それはあなたの主観でしょって。

野村：違う。例えば裁判所とかね、裁判所で競売するときね、固定資産税で売り  
ますか？

山内：それはわかりません。

野村：売りません。

山内：裁判所じゃありませんからね。

野村：僕は専門家ですって。

山内：専門家なんて、自分で言ってるだけで（嘲笑）、そういうの持ってきてくだ  
さい。その裁判所からでも、どっからでも。

野村：ちょっとね。

山内：だから、そういう主観を交えて話しをするのは、嫌だから、ペーパーに出してください、って言っているんですよ。

野村：ちょっと私、あのね、あなたね、ちょっと少しね、自分の言ってる言葉をね、ちょっと考えた方がいい。主観・主観・主観と、主観って何ですか。何の根拠もないね、何の根拠もなく、自分の思いだけ言うことは、主観ですよ、感情の赴くままになってますね。僕が言ってることはね、一応、根拠に基づいて言ってますよ。

山内：じゃ、根拠、示してください。

野村：言うまでもなくね。てね、例えば、裁判所がね、その売買の最低金額をね、決めるときにね、固定資産税だけでね、決めることがありますか？ ないんですよ。

山内：僕らは知りません。

野村：あなたが知らないだけですよ。

山内：じゃあ、知ってるもんだったら見せてください。

野村：僕言ってるのはね、僕が言ってることはね、僕の主観ではありませんと。いうことを言ってるんです。

山内：今は分かりません。

野村：じゃ調べますよ。調べますよ。あんたに証拠、見せますよ。そんな言い方するんだったら。そんなことも知らないんだったら。

山内：知りませんね。

野村：（しばらく調べた後）不動産鑑定士という職業がありますよ。不動産鑑定士のね、主な仕事というのはね、その適正価格をね、見つけ出すことが仕事ですよ、彼らのね。公有財産をね、売却するに当たってね、その最低金額を決めるときにはね、基本的に基本的にね。その不動産鑑定士に値段をつけさせ

て、その上でね、価格を最低価格を決めて競売するというのがね。セオリーですよ。僕が言ってることは主観ですか？

山内：僕らのも、地価については、不動産鑑定士、3人も入れてます。固定資産税で。

野村：固定資産税のときには、付けるでしょう。

山内：その都度なんてやりません。お金、かかりますからね。不動産鑑定士なんて入れたら。だから、あくまでも・・・

野村：ちょっと待ってください。僕が言ってるのはね、土地建物を売る場合の話ですよ。あなた方が言ってる、固定資産税評価っていうのは、ずっと継続して保有するもの。でね、それね、その計算式があるのは、僕も見えてますよ、ある程度はね。ある程度、知ってるけどね、その継続してあるものであってね、基本的に、今、ちょうどね、ここ1週間2週間でね。その評価のやり方に不満がある人は見に来てください、という放送してましたけどね、見たことありますよ、僕だってね。あれはね、売買のためのものじゃないんですよ。根本的に違うこと言ってますよ。あなたは。

山内：金額を算定するときは、それをベースにしなかったら駄目でしょ。

野村：違う。

山内：あくまで、需要と供給ですから、だから一応違うんですね。3000万で買ってるところもあるでしょうただ、5億でも、10億でも買うでしょう。

野村：あなたが言ってる通りね、需要と供給は、固定資産税の評価には関係ないんですよ。

山内：話しの土台には、させないとならないと思います。僕らはね、何の根拠もなく、数字を出せませんから。その一つの根拠として・・・

野村：いや、あなたが、いま、自分で言った、需要と供給が、固定資産税の評価に。算定されてますか？

山内：売買価格のことでしょ？

野村：違う。あなたが自分で、固定資産税に鑑定書を使っていると、言ってるから、僕はあなたの言葉を確認してるんですよ。

山内：だから、質問、紙書いてくださいって（嘲笑）。

野村：違う。あなたが逃げ回るからじゃないか。あなたが逃げ回るからじゃないか。

山内：僕は書類出してんだから、どうやって逃げるんですか？

野村：じゃもう1回質問を繰り返しますよ。もう1回質問を繰り返しますよ。売買価格をね。公有財産でね、売るときにね、売買価格を決めるときにね。不動産鑑定士を入れてね。土地の鑑定、その金額をね。評価をさせるってのは、当たり前じゃないんですか。

山内：後日、答えます。

野村：そんなことも知らないんですか？

山内：いま答えられません。

野村：そんなことも知らないんですか？ お話にならないよ。

以下、坂野孝洋の作成した[告142-8](#) 中、4番目の(中略)以降の箇所

野村：これ、おかしいですもん。

山内：最初に何回も言いましたでしょ。こうやって、ここで話しても、うまく答えられないこともあるし、ちゃんと答える、って言ってんですから。答えないなんて、一言も言ってませんから。ここに聞いてるんですから、だから、ちゃんと質問してくれたら、それに対して僕らは答えますよ。

野村：いや、到底ね、理解できない金額なんですよ、売値が。

山内：あなたが理解できないだけであって、みんな理解してる。

野村：ちょっと待って。失礼な言い方を、止めてもらえませんか？ 坪1500円で売ることがね、なぜ理解できるんですか？ 坪1500円で売るのが、良好な住宅地を。

山内：こういうふうには手続きしてやったわけですから。

山内：違う。僕は、金額の値段を言ってる、金額のことを。

野村：誰が、じゃあ、理解してないんですか？

野村：いや、あの当時、あなたが言ってるように、近隣に対して、売買事例を参考にするのであればね。5000円以下で売れた土地が、坪5000以下で、売られてましたか？ 湯里の奥地であっても、ね。5000円以下で。

山内：わかりません。

野村：ないですよ。

山内：わかります。あなたのがどっから調べてきたのは、よくわかりませんが、僕らは、ちょっと承知してません。

野村：言っているとおり、僕は専門家ですよ。ずっとアンテナ張ってね、ここいくら、いくら、って見てますよ、2016年の段階でね、これよりも後ですけどね、一番安い土地は7000円でした。表だってね、売られてる土地でね。湯里の奥の日陰のどうにもならないところで7000円でしたよ。なんで1500円なんですか？ これがね、理解できない、と言って当たり前じゃないんですか。

山内：ぜんぜん理解できないです。こっちは。

野村：ちょっと待ってくださいよ。ものすごく条件の悪い土地がね、7000円、坪7000円なんですよ。

山内：それはあなたの感覚でしょう。だれが、それがさ、不動産鑑定しても誰でもいい。誰かそういうふうに、これは駄目だっていうふうに、言ってくるんだったら・・・

野村：あなたがね、さっきの売買事例とか、検討してる、みたいな言い方をしてるから、僕は突っ込んでるんですよ。あなたが失礼な言い方をするから、追求してるんですよ。5000円以下なんて、湯里の奥地だって見たことない。5年前にね。

山内：それは、僕らは分かりませんよ。

野村：僕が言ってるのはね、その事実に基づいて言ってるんです。

山内：その事実を僕は知りませんから。

野村：違う。僕が言ってるのはね、僕はね、事実に基づいて言ってるねね、主観で言ってるものではないんですよ。事実を根拠としてね、こんなのおかしい、と言ってるんですよ。1500円がおかしい、と言ってるんですよ。

山内：どっかに訴えてください。1500円がおかしいんだったら・・・

野村：僕、言ってるのは、あなた、失礼なこと言ってるからじゃねか。

山内：同じことでしょ。それは。

野村：何で同じことなんですか。ちょっとあんた方も、何か言えよ。ね、当事者同士では、当事者同士では収まらないこともあるんだよ。

山内：言わない人もいるよ。

野村：これはね、これはね、確かにね、副町長が言ってる方がおかしいですよ、くらい言ってもいいんだよ。もう一回繰り返しますよ。僕は、1500円でね、おかしいと言った、なんでこんな金額がね、あり得ないと。それに対して、あなたが言った内容はね、あなたがおかしいと言わんばかりの言い方をした。

山内：それを僕ら・・・

野村：おかしい、と言わんばかりの言い方をしたよね。

野村：5000円も、7000円も、僕ら、知らないことですから。

野村：違う。僕が言っているのは、根拠に基づいて言ってる、と言ってるでしょう。

山内：根拠、どこにあるんですか？　なんか持ってきてください。売買実例みたいな。名前を隠してもいいですから。一覧というのは、どここの土地で、何平米が何千円で売られたという根拠を持ってきてください。じゃ、それを。